

関係団体各位

いつもお世話になっております。

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を今後行う予定です。

その概要は、次の通りです。

拡充１．休業手当の支払率６０％超の部分の助成率を特例的に１０／１０とする。

（中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の６０％を超えて休業手当を支給する場合、６０％を超える部分に係る助成率を特例的に１０／１０とする。）

拡充２．１のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に１０／１０とする。

詳細については、５月上旬頃を目途に、あらためて公表する予定です。

貴団体におかれましては、この雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について、会員企業様等関係者の方々にも広くお知らせいただくようお願い申し上げます。

農林水産省のＨＰ「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html

当ページに厚生労働省Webサイトへのリンクを貼っておりますので、こちらから雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を説明した資料をご確認いただけます。

ご参考に厚生労働省Webサイトに掲載されている資料を添付いたします。

お忙しいところ、五月雨な情報提供となり大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

雇用調整助成金の更なる拡充について

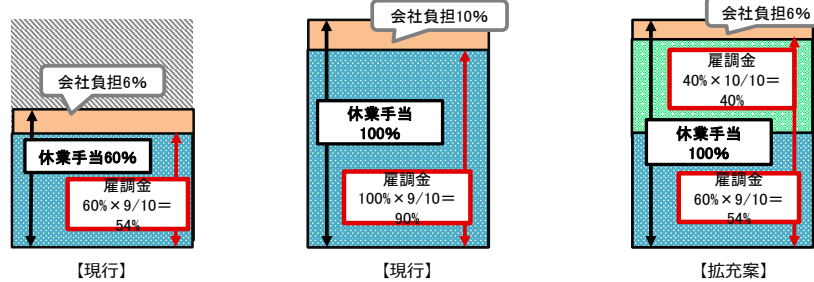
別紙

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られる中で、経済活動に急激な影響が及ぶとともに、長期にわたる休業が求められており、労働者の雇用を維持し、その生活の安定を確保することが重要。
- このため、支払能力の乏しい企業においても、労働基準法上の基準（60％）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を行う。

拡充１．休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10/10とする。

※ 教育訓練を行わせた場合も同様



拡充２．１のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 - ①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 - ②上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限る）

※ 教育訓練を行わせた場合も同様

適用日 令和2年4月8日以降の休業等に遡及（4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用）

※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

なお、事業主の皆様は前広に安心していただけるよう政府としての方針を先行して表明したものです。申し訳ございませんが、本特例措置の詳細については、令和2年5月上旬頃を目途に発表しますので、お問い合わせは、もうしばらくお待ち下さい。